

なストレスとプレッシャーを受けています。23名体制では救急車1台出動すると、非番の職員を召集し待機させることになり、非番公休時でも、いつ召集されるかというプレッシャーを受けることになり、署員の人数については、瀬棚消防署と北檜山消防署が統合するという経験がないことであり、2年間で明らかになるいろんな問題を踏まえ、そのときにどうしたら瀬棚区に救急車の配備ができるかという観点から議論し進めていきたいと思います。

統合によるメリット 生かす

棚区の救急は可能と申し上げましたが、ほかの業務を考えると非常に厳しい状態ですが、急激に救急車の配置ができなくなることは、町民、区民の不安も残ることから、何としても配置できる様に無理を承知で消防にはお願いをしています。

新体制での対応は、万全ではないと思いますが、統合により得られるメリットを生かし、地域住民の皆さんの負託に応えられるよう、車両も現在減らさず利用していきます。その上で、課題が出てきた際には、その時点で皆さん方のご意見を頂戴しながら、考えなければならぬと思っています。

再答弁 町長

消防業務は、救急出動だけではなく、予防業務・啓蒙業務・消防水利の消火栓等の管理・応急手当普及講習会など、さまざまな業務があり、現状ではかなり窮屈な人員体制となっています。

統合による効率的な署員の配置により、24名体制まで瀬



せたな消防署瀬棚支署

総務厚生常任委員会



委員会

レポート

第1回

一、調査年月日

平成27年2月20日

二、調査項目

(1) 総務課所管

- ・ せたな町民の日の制定について
- ・ 人事院勧告に伴う給与改定について
- ・ せたな町行政手続条例の一部を改正する条例について
- (2) 町民児童課所管
 - ・ せたな町子ども・子育て支援事業計画の概要について
 - ・ せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

- ・ せたな町立保育所条例の全部改正について
- ・ せたな町立へき地保育所条例の一部改正について

- ・ せたな町学童保育所条例の一部改正について
- ・ 認定こども園の整備について

(3) 保健福祉課所管

- ・ せたな町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画について
- ・ 第4期せたな町障がい福祉計画について
- ・ せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- ・ せたな町瀬棚養護老人ホーム三杉荘の改築整備について

三、調査結果

(1) 総務課所管

- 町民の日創設の根拠や開催を予定している行事等の概要、人事院勧告による職員の給与の改定の概要、行政不服審査法等の改正による行政手続条例の一部改正の概要について調査しました。

(2) 町民児童課所管

- せたな町子ども・子育て支援事業計画の概要、子ども・子育て支援法制定及び児童福祉法の改正により制定・改正される条例の概要、丹羽へき地保育所を閉所するための条例改正の概要、認定こども園に関する事業計画の概要について調査しました。

(3) 保健福祉課所管

- せたな町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業の概要、第4期せたな町障がい福祉計画について、瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築整備の概要や、施設の現状について調査しました。

産業教育常任委員会

第1回

一、調査年月日

平成27年1月23日

二、調査項目

(1) 産業振興課所管

- ・ 温泉ホテルきたひやまの運営について

(2) 大成総合支所産業建設課所管

- ・国民宿舎「あわび山荘」の運営について
- 三、調査結果

温泉ホテルきたひやま、国民宿舎「あわび山荘」の平成26年度の収支決算見込みについて調査しました。

第2回

一、調査年月日

平成27年2月12日

二、調査項目

(1) 産業振興課所管

- ・温泉ホテルきたひやまの運営について

(2) 大成総合支所産業建設課所管

- ・国民宿舎「あわび山荘」の運営について

三、調査結果

温泉ホテルきたひやまの指定管理者の公募に関する資料の提出を求め調査しました。

また、温泉ホテルきたひやまに係る八雲保健所の改善指導について町から報告を受け、調査することとしました。



第3回

一、調査年月日

平成27年2月23日

二、調査項目

(1) 教育委員会所管

- ・教育委員会制度改革について
- ・せたな町教育推進計画について

(2) 建設水道課所管

- ・幼稚園保育料について
- ・国有地の取得について

- ・町営住宅使用料に係る権利の放棄について
- ・水道使用料に係る権利の放棄について

(3) 産業振興課及び大成総合支所産業建設課所管

- ・地域住民生活等緊急支援のための交付金事業について

(3月補正予算関連)

- ・平成26年度ナマコ栽培事業について
- ・指定管理者の指定について

(せたな町営牧場)

- ・温泉ホテルきたひやまに係る八雲保健所の改善指導について
- ・温泉ホテルきたひやまの運営について

- ・国民宿舎「あわび山荘」の

- 運営について
- ・漁業の経営支援特別対策事業（追加）

三、調査結果

(1) 教育委員会所管

教育委員会制度改革の概要、平成27年度からの教育推進計画、幼稚園保育料の一部改正について調査しました。

(2) 建設水道課所管

風車建設事業に伴い取得する国有地の位置、面積等について、町営住宅使用料・水道使用料の権利の放棄をする理由、件数や金額について調査しました。

(3) 産業振興課及び大成総合支所産業建設課所管

地域住民生活等緊急支援のための交付金事業によって実施する、プレミアム商品券事業、魅力ある店舗づくり事業、観光ガイドブック作成事業、密漁監視カメラ導入事業の概要について、平成26年度のナマコ栽培事業の生産結果、魚病による大量斃死が発生したことに対する次年度に向けた対策について、漁業の経営支援特別対策事業の概要について、

せたな町営牧場の指定管理者の選定について調査しました。

第4回

一、調査年月日

平成27年2月28日

二、調査項目

(1) 大成総合支所産業建設課所管

- ・国民宿舎「あわび山荘」の運営について

(2) 産業振興課所管

- ・温泉ホテルきたひやまに係る八雲保健所の改善指導について
- ・温泉ホテルきたひやまの運営について

三、調査結果

国民宿舎あわび山荘の運営について、提出された資料を基に調査しました。

第5回

一、調査年月日

平成27年3月9日

二、調査項目

- ・常任委員会の運営について

三、調査結果

本常任委員会の今後の運営について協議しました。

第6・7回

一、調査年月日

平成27年3月23日

平成27年3月27日

二、調査項目

(1) 産業振興課所管

- ・温泉ホテルきたひやまに係る八雲保健所の改善指導について
- ・温泉ホテルきたひやまの運営について

三、調査結果

温泉ホテルきたひやまに係る八雲保健所の改善指導に対する町・北檜山観光振興公社の対応について、温泉ホテルきたひやまの運営に係る資料や町の考え方を調査し、第2回臨時会で議長に報告しました。

議会広報発行常任委員会

第1回

一、調査年月日

平成27年1月29日

二、調査項目

議会だより39号のゲラ編集について

社会福祉事業に対する 信頼回復に関する調査 特別委員会

一、調査事件

・せたな町社会福祉協議会及び社会福祉事業の信頼回復について

二、調査経過

本件は、平成26年9月17日開催の第1回社会福祉事業に対する信頼回復に関する調査特別委員会において付託され、4回の調査を行い、平成27年3月4日に議長へ調査報告をしました。

三、調査結果

(1)事件の概要

せたな町社会福祉協議会元職員は、平成20年度から平成25年度までの6年間にわたり、一般会計、特別会計及び愛情銀行を不正に経理し着服を重ねていた。着服被害金額は728万4742円と多額である。

(2)事件発生の原因

第1には、社会福祉協議会職員としての自覚や倫理観の欠如が、直接の原因となって

事件を発生させた。

第2には、公印、出納印及び預金通帳などの管理に当たり経理規定が遵守されていなかった。

第3には、経理規定、就業規則に基づいた決裁、決定、管理など事務処理がずさんで、特に会計責任者を発令しているが、その職務が果たされていなかった。

第4には、四半期ごとの各経理執行及び運営状況の監査を行っているが、総勘定元帳や預金通帳等証拠書類の確認がされておらず、監査機能は形骸化していた。

第5には、理事会及び評議員会において、十分な監視機能が発揮されていなかった。

(3)再発防止の取り組み

①職員倫理、法令等の遵守について

研修実施や指導などで、職員の法令遵守の徹底に取り組むとのことであるが、役員自ら先頭に立って綱紀粛正を図るとともに、更なる法令遵守の取り組みを望むものである。

②人事管理について

事故防止や、業務の過負担が生まれないような職員配置を考慮すべきである。

③監視体制の強化について

監査基準に基づく監査は勿論であるが、経理規定第63条に規定する外部監査の導入を図るべきである。

(4)信頼回復に向けて

今回の事件により、社会福祉協議会(以下、社協という。)には厳しい監視と批判が寄せられている。

社協は民間組織としての自主性を持つと同時に、広く町民や社会福祉関係者に支えられた公共性を有する団体である。

社協の事業予算は、町民からの会費、寄附金などの浄財と町からの補助金が大半であるため、公正で透明性のある事業実施が望まれる。こうしたことから、各種事務事業の再点検を行い、再びこのような事件を繰り返さないよう、時宜にかなった検証と改善を重ねることが必要である。

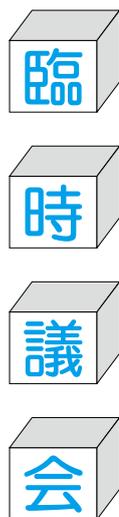
今回の不祥事を契機に会長以下、役職員が倫理観を醸成

し、社協の目的である町民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の課題としてとらえ、

みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指すという原点に立ち、町民の信頼回復

に努められることを強く望むものである。

また、町においては今後の社協の運営について、指導は勿論のこと、前述した社協の目的達成のために町と社協の密接な連携の下「福祉のまちづくり」に取り組みされることを求めるものである。



◆第2回◆

3月31日開会

◎町長等の給与等に関する条例の一部改正

町長及び副町長の給料月額を減額して支給するため、本条例の一部を改正しました。

- ・ 公の施設の名称
温泉ホテルきたひやま
- ・ 指定管理者となる団体の名称及び所在地
北檜山観光振興公社
北檜山区徳島4番地16
- ・ 指定の期間
平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで

◎指定管理者の指定

(温泉ホテルきたひやま)
温泉ホテルきたひやまの管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者を指定しました。

◆第3回◆

5月8日開会

- ◎議長選挙
- ◎副議長選挙